平成３０年（フ）第２３５５号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44番２―2403号
破産者　藤田　正行
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７２号
東京都葛飾区堀切８丁目９－４―106
破産者　浅井　典子
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８３号
神奈川県横浜市青葉区みたけ台40―１―318
破産者　江口　　潤
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８６号
東京都江戸川区小松川２丁目３－１―601
破産者　岸　　吉明
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８７号
東京都葛飾区鎌倉３丁目３－８　ＮＯＡＲＫ鎌倉３丁目Ⅲ203
破産者　伊藤　　真
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３９１号
東京都渋谷区恵比寿２丁目８－５　浅野方
破産者　プリムこと　岸原　幸江
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４００号
東京都足立区大谷田１丁目43―28―605
破産者　鈴木　幹雄
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４０２号
東京都台東区下谷１丁目１―10―1401
破産者　荒井　邦博
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４２７号
東京都足立区竹の塚１丁目11―11　Ｂ―ハイツ201
破産者　早坂　伸一
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４２８号
群馬県高崎市飯塚町111―１　メゾンみやまＢ105、住民票上の住所埼玉県草加市弁天２丁目27―46―301
破産者　山崎　大輔
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５８１号
さいたま市南区根岸３丁目29番７号
破産者　有限会社中昌
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０４号
埼玉県坂戸市芦山町４番地２
破産者　有限会社エー・エス・ティー
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３３号
千葉県松戸市河原塚221番地の５
破産者　株式会社川治総合建築
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３４号
千葉県柏市南増尾７丁目６番36号　パルコート柏101号
破産者　川治　博幸
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８５９０号
東京都荒川区町屋４丁目１－２
破産者　佐藤　康晶
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７９２号
東京都中央区銀座７丁目12番14号
破産者　株式会社協立建築設計事務所
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１４号
東京都港区赤坂７丁目９番７号
破産者　株式会社ネットリパブリック
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２０号
静岡県焼津市八楠２丁目23番地の８
破産者　株式会社Ｐ－４
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
島根県邑智郡邑南町山田157番地、前住所広島市安佐南区上安２丁目10番27―201号
破産者　中冨　大地（旧姓平野）
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１２７号
福岡県嘉麻市牛隈2447―15
破産者　株式会社栄盛
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部